

別表六(十八)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名			別表六(十八) 令六・四・一以後終了事業年度分
国際戦略総合特別区域の名称	1							
特定国際戦略事業の内容	2							
資 産 区 分	種 類	3						
	構造、用途、設備の種類又は区分	4						
	細 目	5						
	指定法人の指定法人事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	取 得 年 月 日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
特 定 国 際 戦 略 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	8	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10						
	差引改定取得価額 (9)－(10)	11						
法人税額の特別控除額の計算								
(11)のうち(7)が令和6年3月31日以前であるものに係る額の合計額	12	円		調整前法人税額	21	円		
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額				「25」欄 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」 ② 「区分番号」欄：「00301」 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額				
(11)のうち(7)が令和6年4月1日以後であるものに係る額の合計額								
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額								
(14)のうち(6)が令和6年3月31日以前であるものに係る額								
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17			((20)と(22)のうち少ない金額)	23			
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	$\frac{((12)-(13))+((16)-(17))) \times 10}{100}$ $+ ((13)+(17)) \times \frac{5}{100}$	18		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑨」)	24			
	$\frac{((14)-(15))-((16)-(17))) \times 8}{100}$ $+ ((15)-(17)) \times \frac{4}{100}$	19						
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	税 額 控 除 限 度 額 (18)＋(19)	20		法人税額の特別控除額 (23)－(24)	25		
機 械 設 備 等 の 概 要								